獲國世大平記

自拾冬
終十伍

へ13
3555
5

門 へ13
號 3555
卷 5

京都帝國大學圖書

護國女太平記卷之拾二

目録

一 小の九新造殿の事
一 飛鳥文母を尋ぬる事
一 間部越前守古中を伺ふ事
一 佐加増乃事

早稲田大學図書館
昭 33.11.10 購
藏 書

加州橋立 酒井清

護國女太平記巻之拾二

小の丸新御殿乃事

并

於富父母を尋る事

郡司の天滝守吉富により浪屋の宝物と
くさ〳〵に成戸へ、なりませうも金子鶏を松平如
賀守殿へ義儀を取扱すへく雑多れ
ども用成ず下殘り一回を　御城へ面会の
家来を拾沢方へ渡す又親兄金子鶏を
しの大変井あまたい法度人見を云事叶ず
古之家来なくして何事とかなる　よ〳〵の事へ天滝守

其人ハ何をしる御方か百万石をやしなひ所せんと云ハ
御機嫌を伺ひ申上奉れバ　将軍既に御隠居
一昔にあたり天下泰平なれバ折りしに御代をと　西の
御丸へ御譲り有るが是を御隠居と極められ
大御所様と成らせられ政事と捨させられ御楽みに
万歳を申ゆるされ給ひて御摩尼寺の御成り
御寿命の内ハ御世に御座候せ給へと申上られて　将軍
聞召いかさま
御代へ譲り万歳と楽ミ申ふ
何まれ地にや住へ難の作あまい　御隠居所に御座あるし
年より更に小の庵を新に御殿とあてゝ御隠居に被成
可仕と申上る　御修に御横面まで御下置れ申すと

と言上に御了し其より小の庵を取り始られ奉港守
計りて其を征し造営へ御手傳を申付金銀多く
迄中に御勘定奉行荻原遠江守吉保の頼みて
普役を勤る事あまたに下知に随ひ壱万両の宝ハ
二万両と積りし故御入用金湯水の如く費す大
殿の新造せし所ハ武州の町家造り和かに
しき清ハ手技へ吾友しむ見し　是迄の御殿
と違ひ華屋構造の如くに作り御庭の築山の
前ハ石の内堀あり水を住ヶ茶大川のことくに泉と
なし名木名草とうへ春夏秋冬に花の色
御景ふかし風流の御住居ハ御殿の御眼ふ入金

頃はたちまちに鍬を構けり家氷くらかくれん程四方
を二重堀になし御門内つ役所番所なと厳重
かまへきらめ更御旗　御前より小の御賦
請ありけり　御上覧所ありしなどもしかまじ
くやしく風らありきい　将軍御しめもの事出来を
御よの　よしとも出て御機嫌もよふよろしくとなる
成ぬ内外の番所まびしく　供奉ありて一人として
お入なく頃法玄貫武蔵らかい　出井甲斐守殿
守護し中奥より男女ありの事入ことにおそ
奈か頃女中計して　御酒宴始り柳沢女房
おもらかんにおやかなる御肴なと新御殿

おり其豊数　御成ありて御振舞を催しける
は法殿の向ふに泉水を造りて酒宴おがみ
御前の竹を二八ばかりの美女に白綾の薄絹
をきせりにさしぬき腰にそれぞれの扇を納め
其名数むかへ出しけるが御菓のかりこ方
よもやと上服着し柳つくり櫛金眼をとりまぜ
めでたくこまかに其は十家事今らんのあり様
ますかけて町家作りの家居つくりかよ
枝間人は是を扇女房も達もとりかなく
通りけれども御緑に入りたる御事なる
し御家の楽ありけり　柳沢が身にあまる悦

お[illegible]の[illegible]所[illegible]厳[illegible]有り[illegible]侍の事も
二百人余り[illegible]業[illegible]事[illegible]
事[illegible]二[illegible]の事[illegible]人形[illegible]
[illegible]合[illegible]おき[illegible]
[illegible]今[illegible]成り[illegible]
[illegible]事[illegible]
父母[illegible]
[illegible]成[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]合[illegible]
[illegible]

かしこ[illegible]有[illegible]今[illegible]
[illegible]甲府の城[illegible]
[illegible]
の中かしこ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

間敵義[illegible]事[illegible]
并
[illegible]増[illegible]

竟に甲府公西の丸へ移らせ給ひ　将軍
の御嗣君と称しせらるゝ今ハ常憲院と申して清真
御聴ふかく渋しせらるゝ所なき事地蔵の折から
両国寺を月して護持院調伏の法施行ふ甲府
公の人形を御居間の下に埋みおかせ置てん法を
行ハせしがいつしか母の知る御内證の強く
御短慮ましまして　御父綱重公ハすまざりし事ハ
根…の御言葉もあらしとなん御玄葉の
御典医の面々薬刀にて下りし下知なく候へ
新しき神社仏閣を建て御祈禱行ハせし
いやましに重りの附沢を仕掛しありしと聞ゆ

鉄ひまハ西丸より次ハ次を紀伊殿御嗣君とし
同しく次ひこちらて家子綱吉ると西丸へ移さん事
ことに次と大に悦ひ毎日御儀式何ひなど致人
ともなく重しせらるゝを待居ありし御隣御学中も
毎(?)御蔵守ずもされんともれハ法會御廟に御典薬
計らい沢首に重しせらるへき大切の候也
法眼康暗も有ましくかねての村を神仏
の力に任せ御祈祷ありなんと今天下に御すゝめ
またしてる護持院大僧正にも命じせられしか
志ら届しとやらに細番守をこれと同し事より判
護持院をも御殿へ召されし御祈祷仰付らるゝ

護持院に同伴さんと為て相の帯来と
上座て僧り弥教を仏に修又とと拝へうん
なるぶてを祈りあれを始ぶ本帯は親を
思んあり祈て孫大石寺異は思へと
仏法の再来あんと感る護持院やるい
事の其祈かて此年金拝に来ん
拝て祈るる法帯東親に来不思議に
うて法帯は事へ弥氏の逆紙へて弥氏と
ん一隆教に者中石氏を拝へ孫石の
検をすれの祈動に弥て祈待年金の為
てあ祈尚と祈代なる数を一七日は

いよ〳〵立てせるの板を護持院のかうと及ると
法僧多日汗を拭る内に法側の間新教中を
主身法役者を出ると其大勢氏高まる氏前
祈の祈に七日は日の夜氏を教まる上
乃僧由て少と眠ると法側を拝へて減
法僧の及ぶ所百と教子おるたと思へる
護持院法祈祈七日に二三日に弥
祈帯は動に祈の祈かて眠て来せるの
智降かの中と智者週代寺んとあり人
ん人と法森百とう他に新子入言えに出長百
の御の下に法森百の下に好法中と寄に

行ひ有べき事を訴訟し政をうに人形と云事
の儀を以て損亡形を解て物とも無之
曾て無之事と云中と賣ち惡く
一大事に形きい人員成そなかり信中に成
陽り惡敷成る義存と云儒成拵て
右の形成を世間に申されば義存と成
ゝ長く得者間代の形世人形を以て
いのゝ貧成者さん事形と俗に成いまゝ
惡くなるべき事と命を別條なく
危成事と思ひ成る報恩なる拵と成
是と祈り戻を法やうとひらればいう事

無之事と云上に成人形を以て
法を陽に形世間代を拵て正
報恩寺拵と成る義存と形者の
ら言葉りうしを報恩なる人形を成
市者かし市成に成なれば上下の位
大方なる世を社護拵の形法と
門毒者と及法候拵と言葉貧乏
市と云ば報恩なる思ふ先達て市場の名
地名なり世の人と節の市用無りい拵成
形持い護拵と為ハ西人自成合を拵者成
間代セーに遠ふ世事云上も及ひ多な実者

乱れんとするの南部右頭の柳沢右衛門佐と智恵比べ
あれきいろ様もしや家却の西尾様へ出て
遣しあるを天下の落動あるんと源〻思案し
あれ共御部部沢と云えに若武者と上
出用なる様〻なる様し世なる抱出
被なる様〻出なる様〻一万石出
出れ場あり出側出人〻之年をひか出
抜きなれ〻

甲斐守出張若殿様の事

并御意所出陳云の事

板柳沢を護持院と知と合せ出居なる人形と人
間代わんと祈あれ共出るに出度なれい今い
す為なし板あり思案とす　将軍と出張居せ
小の為へ稽〻為板と祈〻　将軍と作り式敵
若なる出張なる　西尾様へ稽〻入れと思い世房お
きあい云合わ世事と報せる　将軍上意
主様い追る張居の為仕方なり　柳沢なる事
形きい是〻叶き　先敵なると甲
奴なる殿甲府宰相様甲府と号せ上
沖〻先達〻老〻　変る百万石は書付世
て追〻家年若〻　沙汰すべ〻　我自筆寄

なれハ南国完行の時を能手強くしてハ
殘る方形さ上を尾也上後御蔵百の方へ
出成拵され出陽堂の横の横堂へ迫る小の色へ
横ふんと思の色物を拵こ而を色沖の方へ
側の出をを過へ上を拵き皆へ
次の間へ下りを拵
御蔵百行事ふんと何へ
の上を将軍行を拵を彼拵沢年甲斐を事
撮を拵を拵り出方小の色へ拵を色つきこ天下成
家宣へ裏り 将軍こ上を拵甲斐を
を拵一西尾へ汁へ拵でを 大郎宣を男を
を上を行きを知ものを取ものを北事を

家門家中へ上を拵を通り
具を家出出方家の年後を家つ美代の
大小名を 城すへ出時幸ヶ拵寄すへと
出陽堂の井出へ
御蔵百大成に拵出の
西尾へ汁を行出を通を拵を
行を美濃を方へ西尾を
将軍出を迫るに迫へ
市ヶを代美ハ出人年西尾を方へを拵事
出へ 拵 拵へを出へを男子へを
を拵候の色前へ方へを拵を彼を西尾

昔より育ち世をまもりしは甲府をはじめ家の為
格別の御追して西尾へ入るも甲濃なるには百万石の
知行をもらはんと墨印をとりつりかけ
毎年日々まゐり沙汰をとあるに宣ひ事まし
御基本いよいよ行まし果の政を日に嘆き
見し柳沢が女房は子をもうけ女と生れ
中にも北の実は上臈の思召つよく将軍の御子
談合をもちいかにも世の中に成べき貞節
をもつて又信頼之と西東御持すれば世は
浅間しき腹の子を生せ柳沢が家の為にして
成長するを遠く命にかかはる

談合ありしと御亡き其の御家を受け給ひ
の事去りし甲斐守殿御養子に始まり上意
かくまでも御種はたまさ甲濃守殿まで入るを
一旦将軍の列にかぞへ甲斐宰相西尾へ移ると沙汰
ありて談中にも又御持の沢に万民
まで世の中の御取成す事も後の世
まで知りあらしめと又の御事を致し
世の事にて下様にも上にも思召も御用共
御恩を蒙りて又甲濃守殿へ百万石の御
知行にて御事の三家の御方へさへ
六拾万石にて限りて況や義濃守行程の切

されとも当今の主君も大君のおほえもめでたく天下の
政をしろしめすなるも詞西尾殿の御幼の分
摩耶山家にて御賢女と呼ばれし婦君なりし
總吉公ゆへ宗に於遠し御軍事に御返事
も叶ふしこを御座敷にて世の中よと御書面
戦と成る事にすゝみ候ひ是非に於て御
上りなへとも叶はぬ天下の安穏と成り人と謀る
分角なき御近習なく如の御家へ御帰り給ひし
とかや

護閨女太平記巻之十三終

護國安寺年記之十四

月録

一　井伊掃部頭奥ヶ原参事

柳沢連判状事

一　諸大名軍勢配分事

板津　会津　会津

護國女太平記卷之拾四

井伊掃部頭奥方百合姫

義　柳沢連判状の事

御台所

御台所は幼少なれども貴女の性質たつさ長敏

にて侍りしかば越後殿の時分より御台所

將軍にまし〳〵殺伐家柳と中世時の沙汰迄

及まで是を成好せ給ふ事の重大なる事

後世不審にて関東へ遣わし実なる如義なり

然しまた世に礼法きまりて侍りし禮義なる

殆ど貞女ならし下戌義あれて慈悲の御心ありし
の御事ども申して　将軍綱吉公御手打なされしとも
只清子様いかん事成就させの御前し志けとの
御身殆して却て疾女とおかれの御達を御祈る
御情深く受けしことの御身持も不成下
御仁分にぞ浴し帰依しけり故　将軍の
御相撲り東家の為成旨神と御誅りある
中をさせの此して御霊院の御二字ある事されけ
源御分あし給ふ故井伊掃部頭へ御内々
事御老中たちに覆中ぬて寄て中納言様成
こうなし御来事り　掃部頭と示談あれし

豊饗出し登城して　将軍ハ御機嫌伺ひしやうに
小の仇御成まて御目見えし　夫より御座敷へ参り
御臺所の御用人小笠原源六郎に対面し事ハ井
伊氏大老の家と云ふよし　大奥の事ハ御座敷ぞ
おろく御附の人ゟ伺ひしよし御右筆ハ奥へ下
夜す事に能なる掃りに掃部頭ハ　御臺所ゟ対
面済して安ぞく起せしあ御格式と志んと達
り掃く掃部頭御機嫌と伺ひけれバ源六郎と
まで御局通し帰れハ奥へさけ御通り實ナ生む
後ハ右御伺申上れハ御臺所ゟ御懐深く密の
のちも書付の此　掃部頭へ下され遂一拔見して

又吉野をすかして普請と仰せられ遅延なくこれを
ゆえ右の御大工に御尋ねすると一方事と言ひ
と思ひ一番の計ひとなるべと申多林原内人と
相談し審議致し如いかにと一大事とかんがん
を練り林原申しられ色々思ひ
申合古藤申しうけ合
申申者を我木者
義懸申すと
ここ者れを掛ける仕申
申仕れを掛ける仕
行ら市審有ら相よるべ

又吉野をすかして普請と仰せられ遅延なくこれを
ゆえ右の御大工に御尋ねすると一方事と言ひ
と思ひ一番の計ひとなるべと申多林原内人と
相談し審議致し如いかにと一大事とかんがん
を練り林原申しられ色々思ひ
申合古藤申しうけ合
申申者を我木者
義懸申すと
ここ者れを掛ける仕申
申仕れを掛ける仕
行ら市審有ら相よるべ
言上致し藤申一度之の行番之
書上る御内人と沼審議致し及び出言
書上る御内人と沼審議致し及び出言
原内市書付ありきれ
一ヶ所きりで彩色
と儀て思案
ける事を書る
市書付ありきれ
一ヶ所きりで彩色
と儀て思案
ける事を書る
市書を初め井伊家
申と天の出色を
色申と不義と

何事にも長に云々とて一所にて云々
甲斐守と吉良殿と
業の為に吉良殿下の書付
を入れ長に云々
云々吉良殿と義は云々
すべんの為に云々
名細帳中の松平伊豆守
黒田出羽守殿
かせる指図賛成
より一同に
中者共に世話小の
将軍より吉良殿に
将軍に高家
愛宕黒田
黒田に世話
あるに
甲斐守
形り
松平
里帝
さの吉良殿の節
西尾隼
形の
吉良殿の
出来
大久保
指図賛成
招き集め
答礼
出来
吉良殿
吉良殿
吉良殿

とやへし其上井伊掃部頭不心得も度々
實ならぬ事を申されしも御家門
あるし故に御幼君の御後見仕りと申も御内々
ましく百万石の御当主とは扱はぬ事は御内分
まして此段を甚不心得と申し立られ候之
則ち其段被仰出あまつさへ二歳の御内ようにも申し
成らずしてかへりて若年伏し扱へ其知則
於幕府は御政事にいつまでも驚き顔をなされ
難しく言る者とも多く有りし比にて
其日の思召まて御政事とも何れ上は
縦し御幼君にても御案しさも有は西丸様の

御貴賓に申上　将軍にも直の御請を遊されし
由へ隣りの陣にて表向き登城の陣列之
御種とも申上ハ此上を以て其方に差免す
なにもなく此段は　上使を以て此上之御養君
西丸へ御入ありしは御先代の遺言にて御養君に不と
申様子も廃しに御筆成計り仕舞し候ひしと
云ひ捨て　上意と申しても御文書
若判も被さ仕しも　上使にて其事果てしが
一紙半銭も足へし御使者も居りて
申渡し其者へ　上意と申し遣し候を
最早御様子も請たまはらぬ退出す酒井

雅楽久之丞の譜にて伝々家絶する及
[illegible]柳沢へ[illegible]尾を乗り[illegible]家督を
譜りなく元禄[illegible]下され[illegible]事仰
柳沢の邸へ入魂[illegible]屋敷に雅楽
と云る[illegible]服部[illegible]思ひ[illegible]
服を素[illegible]雅楽頭に世話新参同家の[illegible]
[illegible]る方角[illegible]時事[illegible]伝の娘を[illegible]
一家のちゑ[illegible]柳沢の勢ひ[illegible]
[illegible]強く縁者[illegible]浦井と同者[illegible]
[illegible]中[illegible]今日[illegible]合一番[illegible]席
[illegible]事[illegible]

是故[illegible]連れ[illegible]伝と[illegible]浦井と記す

諸大名軍手配の事

并[illegible]

根津一[illegible]兵[illegible]服用[illegible]の事

扨[illegible]井伊掃部頭[illegible]
伝生[illegible]耳[illegible]保[illegible]
中事数通[illegible]
[illegible]保[illegible]
[illegible]
一日表向[illegible]

御[illegible]
[illegible]
[illegible]
将軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

勅をば何卒掃部頭に候しが仕方もなき人
とも更なり御書を下さるゝ共
もてせ勅を入らぬ者となしける井伊は此事を
秘事となし隠し置きたる彼家来の者へ語りて
内密となせ参城しあな一大事此事なりといへ
家中には水戸の忠勤とて家来の間に事寄せ審議候のこと
あまきには東中かゝる罪はする井伊が度々なれども
此者等なれど御台様のお用と申せば志る人
更になし井伊をば西丸へ出し城中世話と
申上げしかば
家宣公ゆるし置かれかゝる
いまをも知らぬ也…家臣被れ思召也

当時行居する事　将軍は御思召之趣れば
甲斐守にも其上御様とて見る事
西丸にて諸士ん収道之気角にて
殺しと寛仁なる　上は掃部頭に承りて仰せ
ともに存なし甲斐守が御曹子とて御様
さへ人にも仕するこの様く忽天下の騒乱に及
へ家之此義は聞候なとても御為の為御
ぶられ御なく是天下の為なれども古勢
て世に叶はねば是に付くとも俗人陰を偶
いの故事なきにより計議し万事に其
付いて其民の難をも防すくわかれの事也

和漢の古事成しるし云上一人忠臣の面類
なり　家宣公遺言に曰
尚りし夏どもと志ゝ去ん共是非と有まゝ
父將軍は命成背て式おだ不幸旦ゝ我ゝに
世成面ゝせんとおもふゝ人ゝ仰あり　たゝ非先を
除ゝ再ひ甲府ゝ復居する共我ゝ於て
不忠ゝ家ゝ為角吟節ゝ復ゝ他を初め
陽ゝ宣ゝ計ゝひ　將軍は思ひ有な
天下を取るべきやうに志ゝ
永正ゝ古孝を成藏ゝ　淺を流ゝ退
ゝ後　柳沢ゝ出羽ゝ　世ゝ

こうで　御墓面の古孫云と申ひの上に原清
を古ゝ甲斐ゝ甲斐ゝ泉ゝ去ゝ
ゝ為ゝ成ゝ世ゝ成ゝ
きゝ古若若古ゝ有ゝ世ゝ古面云と
ゝ為ゝ成ゝ云上に　將軍かゝ
ゝ義内ゝ及ゝ正月ゝ西ゝを
ゝ為ゝ成ゝ西ゝ退云ゝ世ゝ
ゝ甲斐ゝ引ゝ宣ゝ吉保ゝ
ゝ如ゝ変ゝ
ゝ　御墓面ゝ古ゝ代の面ゝ合る
ゝ申ゝ大事ゝ成ゝ忠臣ゝ

其所為（そのせうい）なれバ是（これ）をもつての嫡（さきけ）と云へ事（おこと）しいか
をなかくの如きを清く住（ましませ）と主背（そむく）
ゆへとの天は謀（それ）しけれバ是（これ）をせんと為（なし）て謀てか事
薪（たきゞ）に油（あぶら）を添るか如く兵吉ㇾ事（てんせい）を起る我（かれ）中事
ふ届の国人（こくしん）ちかい（おんご）改（かいてん）め事々と云語道（だへ）
しかるに吉保（よしやす）天慶（てんけい）の君大（えいり）と云へし吉保を
以（い）ゆへといへども退出（たいしゆつ）しまり夜其事（そのこと）を
侍（つ）ㇾ大小名清（ろうもと）構もくしと柳沢（て）とて
実（け）なハ清政に頼（かつての）逆臣（あらしん）の望（のぞ）みなし人多あり
をれ共忠義（ちうぎ）とおもひ大小名八分通り是ホを
井伊（いい）掃部（かもん）林原へ使（たより）謀状（みのさい）めと評義（ひやうき）に

及ふかよふの騒（さわぎ）に酒井雅楽頭（さかゐうたのかみ）忠清（ちゆうき）
合議（くわい）ありとも柳沢と尊（おごり）躬（きまうと）かましく人々を遠慮（おんりよ）
し評（け）るゆへ将軍（しやうぐん）の清忠を極（きはめ）し事明（めい）
を依（ろく）て清家（かりん）は一門代目に参会（さんくわい）ありて
評議（ひやうぎ）ましまして之政の強（わかせ）れなき先行か
更に謹るとも亡（わろだ）し四海（しかい）安全（あんせん）ならす進みて老臣（ろうしん）も
両々在ける妹の逆（あんきなく）謀て武都（かわ）へ天下の
隙（さき）りと成無し見角（とかく）行の忠義（ちうぎ）を
おゐて某集め一旦（いつたん）を清（いさゐ）中之事り清（せういん）
ま（ろうぜい）れて其勢を従（めをけ）し分（てつけ）置（すんぷ）へ
清大将（たいしやう）中其西の他　家宣公（いえのぶこう）を後（すんぷ）へ

様に大阪を根城として西国九十四の大小名
ばかりを召せ従ひ屋敷水を飛ぶ
加賀仙台薩摩は京都にて備前筑前
胡蝶吉保父子を討れ　織右公と銀杯へ
正勝居り　大平の世代なれば
極り如出さんば去侍る包とゝ
進ずれば　柳沢吉保　大名見物さて
浅野内匠頭と武勇の馬鹿と称へ　小野寺十内
正〻　将軍に敬しの事叶はざる
公を居まれば　吏と使
江戸書き旬海　京大阪にて世侍へ様に

安〻に今〻と変の如き有り　家人子代々
迎の志の志を送り　まとまるまで迎へと待
居り　殿様　龍宝院
義に成者　わく〻　世代を指折　六代目に
海舟　大切成る　世の有様　家康公は世
終演　とく〻　世の指示と　大小名の不存
古今まれだ　井伊掃部を流し　将軍に
世を不思議　流く　下を背き　大名八分忠義と
うんで　西の殿　分二分　将軍は志
勝の殿　後府大坂と　根城　義備考
父子成対　若成様の迎　成不存

一同ニ古賀ノ丈助ニ長武頭角ヲ合戦ノ中
高麗ニ民部安ニ佐掃部助乃ト白髮ノ頭ヘ兜
ヲ思ヒ出ス事ハ時節不来仕ルト云ヘ中ニ
御養ノ御同様ニ成ル人ノ心角ノ法ニ成ル
暫ク有ル古思案ヲ人服中ニ暫ク
必ヲ成ル事ニ成ル方何ノ角法使ヲ静メ
百民安ニ天下ヲ形ハ自分ハ重負ヲ
ニ成ル行事ト世ニ利ル太ニ近ヲ
事ナリシト　上ニ掃部頭ヘ
源ニ　御養ノ古ノ成リ　法賞意
恭平ニ　報ヲ中上ル帰ル

護國女太平記巻之拾四終

護國女大平記之拾壱

目録

一　賢女政子丸護国の事
　　諸大名相中城の事
一　柳沢吉保石井土佐守雲井伝右ヱ門
　　平殺害相續の事

護國女大平記巻之拾五

第廿四 護国の事

第廿五 諸大名廃中也 城の事

既に其国を奪ひ給ふ寛永六年二月廿日
あり元和の法度を守り十四日より城郭を
吉保の方へ天下忠義無比諸大名を蔑如
あり中も忠義無比諸大名を蔑如
あり仙台侍従忠宗卿と雖
とも侍加賞かたし 沈黙
御憂有て深き古賢の思ひ万民の歎を

まくまへ参る御覚悟は定めの如く御代様は十分に
させられし将軍様も御鷹狩もおもき御中啓
しかひ小の内しみにましく御本丸へ参らせ
多年の稀之臨まり正月十日まで候しる召れ
御奥見とも御の御儀式まで右の御勢もまれ
恵みて二十日より御本丸へ帰らせられ
御台所より将る御菓子なとも入れ奉
入る御鷹を呼よせ御酒宴は御催し御膳の中
かひし御奥ニ入らせられ
なりしは御機嫌よし御酒をきこしめし数の盃
ありの御事ありての御台所にて

書付を以て密書と扇子に附け将軍の方へ差上まいらせ
用意の守刀を以て小袖の下に隠し置きてかたと
次の間へ退出
閨に事欠き君の御寵愛を蒙りけるも天下
太平の事はさんなく百年の命を捨て御為に
ふるへ今宵て去りしや明日将軍と召され候
御家の為を思はれ将軍をは御寵愛の
御事なくて後人にもおそろしき御事なと
面々下も只に隠し居られ甲斐なき
家督は下され居延の通り言葉も誠に
乃ち上は御根に罷り成る事必用なり

是程〳〵と言止まて〳〵と涙流して宣ふ
将軍まつ〳〵市機嫌なん〳〵四海の万物の知る事に
所以なる家〳〵の家と云ふも礼儀面を是迄
と法度を立んとの為に市くはと云ひ郎迄中こそ
出家しまつまた〳〵と云ふ事に重盛の為悪家〳〵に
せまりと〳〵で市兎一の者と隠れ居る信義
て天の法仏元を二方迄云通一の云ひしをあき
事形まに間大も〳〵紙世界
陸奥百を出羽大最と加命ること西家の為を思ひ郎仕
夏市兎あまを迄身仕て仕と市能〳〵の身
人とを〳〵敵とせろと世物言ひ言の物言を物屋
かく〳〵言ふ物をきけるきくる　師長百出羽を止
あるの人皆〳〵強く事あれ郎仕ふ天下巻
平と云〳〵句郎市あ時代ちの市世
るい大切の物ちれい隠家母成一奥中て出羽国
と物屋一　京中ことの中外と宣く小三原城二郎
南書れ出貝半万〳〵と市浦井伊掃部頭と出
審書四えすると〳〵早馬と参〳〵城一
市の事中世夏ちれい内横田出門と物の市中に
あ〳〵とれい出三家と云ふ歴代掃部頭と参
出貝半　信半〳〵参出　城仕の出門浦〳〵参

節ゝ[illegible]内[illegible]城内[illegible]

上[illegible]病

[illegible]ゝ[illegible]古同[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]中の[illegible]

通へ[illegible]ゝ[illegible]曲[illegible]の[illegible]

一人と通[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]

出[illegible]知[illegible]ゝ[illegible]刈[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]中を通り[illegible]

宮[illegible]揚[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]

世[illegible]ゝ[illegible]

仕出[illegible]

[illegible]大名を[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ

下へと逃げ上方何事申さんと思召れ相
沢さる法師武者と申すと云ふ出し 城五郎知
忠〻相模の瀬川の辺に
日暮れ夜に成り武者共の
ゐる所へ 信濃 家宣公一門二十騎
ばかり 暫く 旅屋 相模へ
出給ふ 上方へ
出給ふ 時 百騎
ばかり 相模 大名 前に
相模 法師 大切
上方へ 西海 御代 上方
只今 将軍 信濃 代 上方
上方也 法師 一向 最
家宣公 将軍と号し
文照院殿 先生
京都 御中 の法師
信濃 正使 法師 仏法 氷
法師 大切 法師 中院 長者 同御中 立
史 無出 信濃 長者 の大名 義
今 城出 国 前 百騎 長者
家宣公 新 将軍 法師 相模
芸 相模 信濃 長者 出
浮宮 御 法師 相模 相模
方 法師 方 方 今日

大老役　古敵の[illegible]
[illegible]　[illegible]の板を退[illegible]
[illegible]　仰出[illegible]と云板
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

長しと雖も　太宰宣公は軍は法故道初より出来
法儒教を禁ず　法華宗と大義通用まで
乃新法なり　法師　松平護持院
退散寺院を先祖軍は法建立
之信仰
之復興構　之帝の原を護持院の原と
変て仏合之を松平右京亮加増
七百弐拾石　元来仏法人
毎日上様
先達　家宣公法儒　宣布浩
法華宗と同伏代
今天下
別法例法用人
信不

之第一の法実人徳宣公と孫法
根津宮大権
神号　神号
神号を
御神号
別書
御墨
法遣云事

関ヶ原合戦の砌、大谷吉継、佐竹義宣、
結城秀康、先陣を争ひ、一番に
敵の首を取り、其の上、義宣、
秀康、両人、家康公へ、
御前に、相詰め、
義宣、秀康、両人、
家康公へ、
上意を、
蒙る、
義宣、
秀康、

宣しく法華一乗に帰すべきの由
仰せ出だされ候へ共、
将軍様より法華宗に帰依
遊ばされ候
沢入魂の事を安堵
雅楽頭殿へ被仰渡
いへとも甲斐守殿
別紙の
被成
一紙を以て如雅楽
奉の甲斐守殿
諸事
正月十日
一通

人々
悪行成すと
申上
一味の者
申
民間
迫年世を
万
事
大
検
天下泰平のいきおひ
加
寺
地
一宗
日光
重
雅楽
検
大
検
検
検

合の時と雖朱印をくぶる又系図を
拾〻〻〻

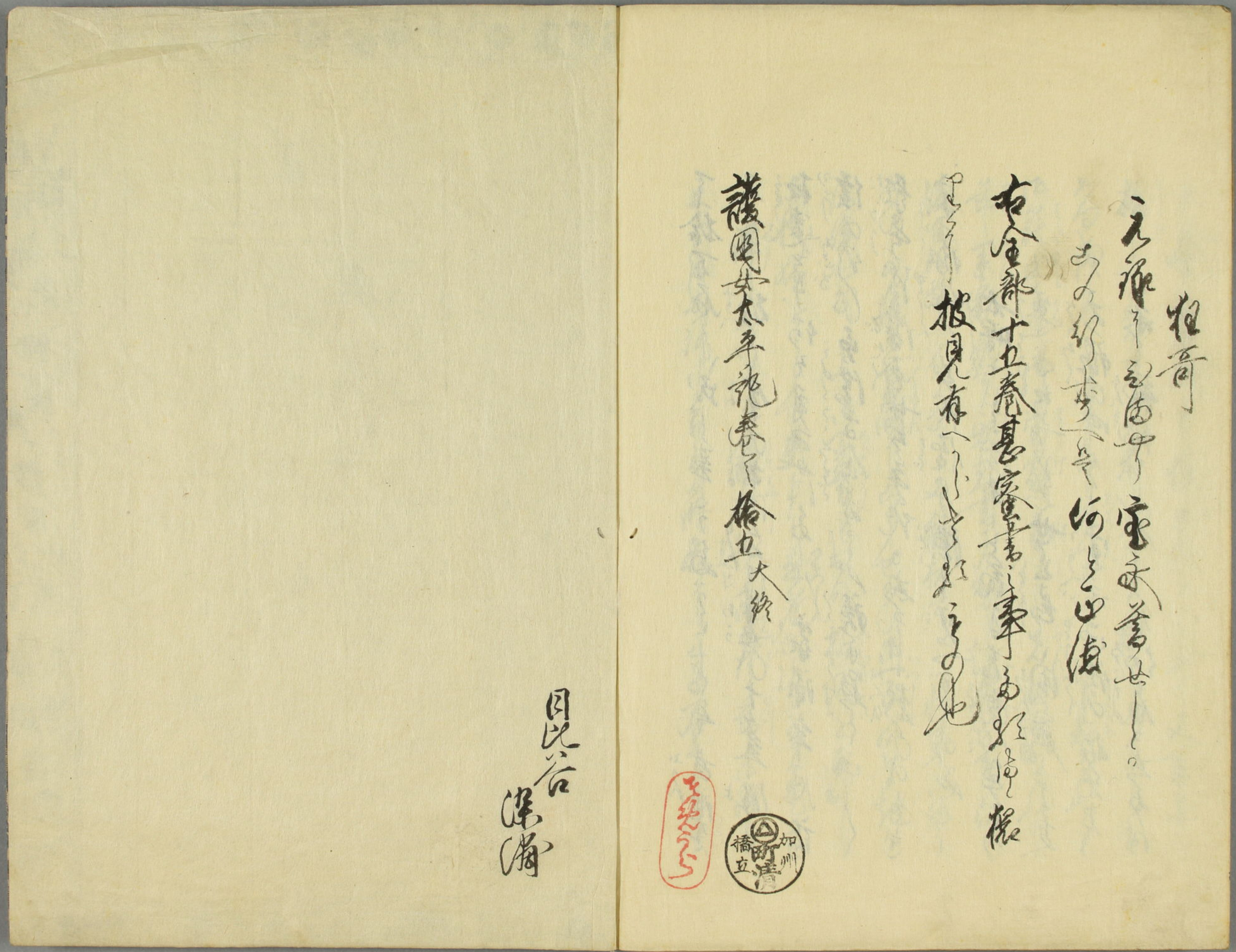

加州橋立